資料２

甲賀都市計画区域における区域区分（線引き）の見直しについて

１．　区域区分（線引き）の見直しについて

区域区分（線引き）とは、都市計画区域を「市街化区域（優先的に市街化を図る区域）と「市街化調整区域（市街化を抑制する区域）」に区分する制度です。

無秩序な市街地の拡大による環境の悪化を防止し、計画的、効率的な市街地整備を図ることで、市街地と農地等の調和のとれた都市を形成するための制度として都市計画法に定められており、計画決定は滋賀県が国の同意のうえ行います。

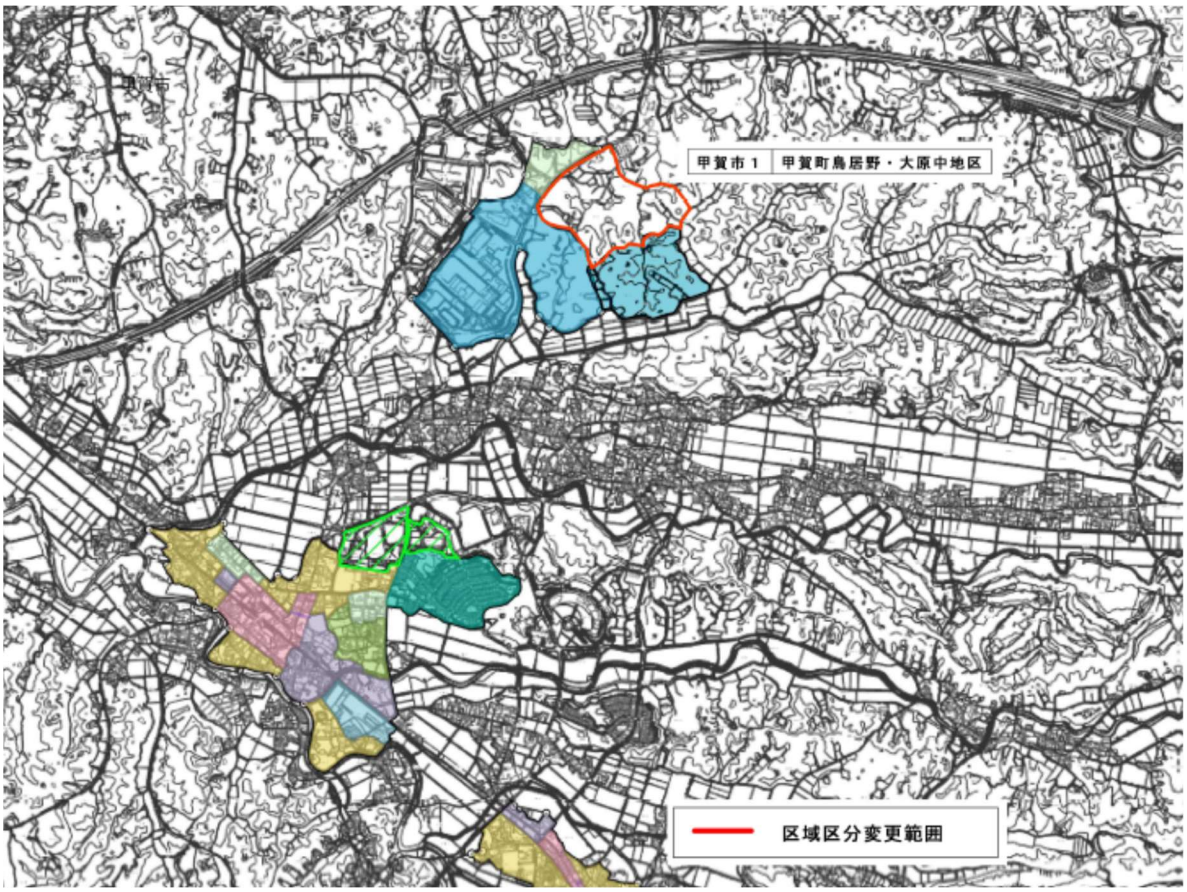
今回、区域区分の定期見直しの実施にあたり、甲賀都市計画区域の３地区において、区域区分（線引き）の見直しに向けた協議を進めております。

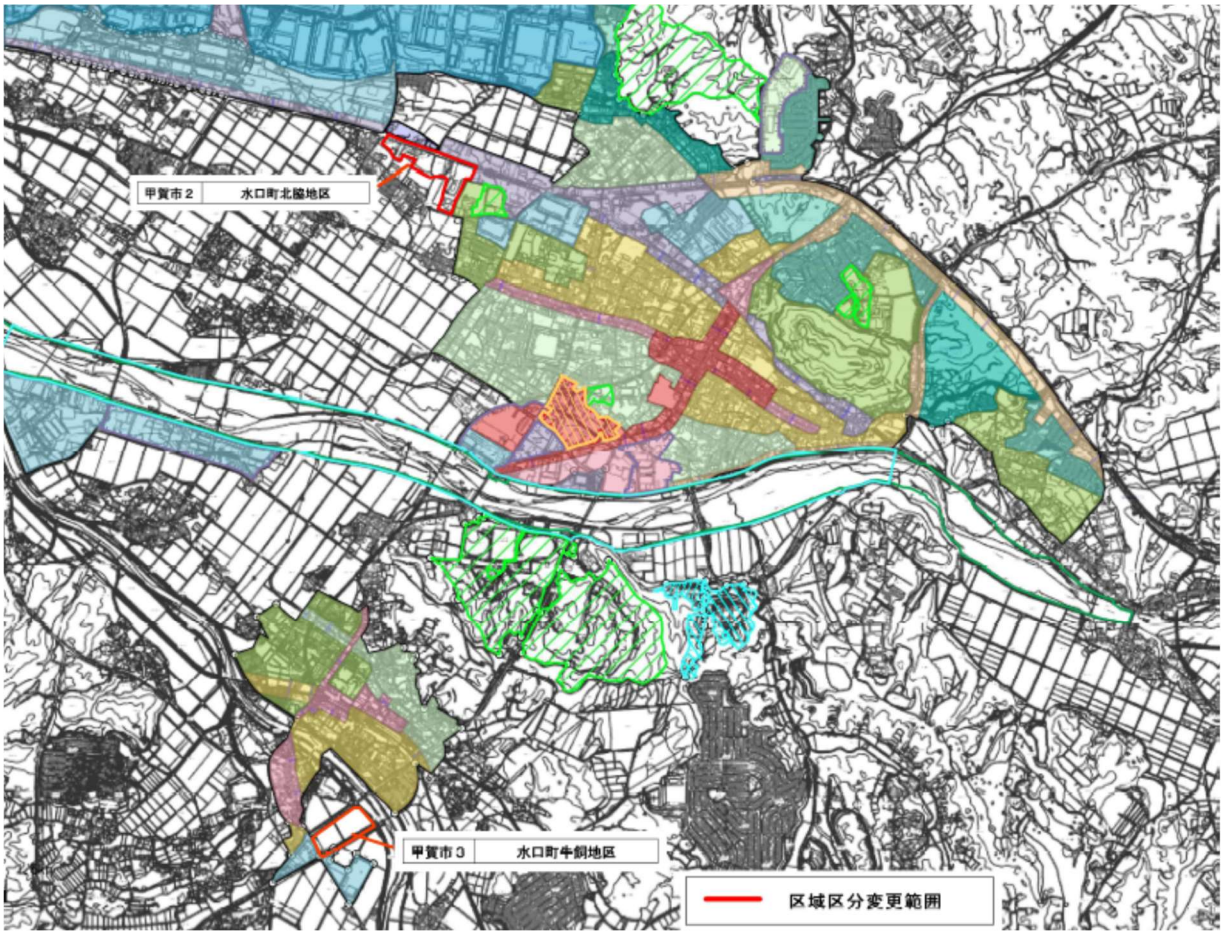
また、「都市計画区域の整備、開発保全及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランについても、合わせて滋賀県が見直しを進めております。

２．　予定地区について

番号	地区名	面積 ha	現況	区域区分	見直し理由
1	甲賀町 鳥居野・ 大原中地区	約 24.1	山林 田 その他	市街化 調整区域 ↓ 市街化 区域	新名神高速道路甲賀土山ＩＣから約３ｋｍと距離も近く、甲賀市都市計画マスタープランでも新産業拠点と位置づけており、新名神甲賀工業団地の第三期整備地区として工業団地の整備を図るため、市街化区域に編入するものです。
2	水口町 北脇地区	約 7.3	宅地 田	市街化 調整区域 ↓ 市街化 区域	国道１号沿線に位置し、甲賀市都市計画マスタープランにおいて商業・文化交流・レジャー施設の維持・充実を図るとしており、すでに沿道型の商業施設や工場が一部立地している。 今後も商業施設等の維持・充実を図るため、市街化区域に編入するものです。
3	水口町 牛飼地区	約 4.2	宅地 田	市街化 調整区域 ↓ 市街化 区域	貴生川駅周辺に位置し、甲賀市都市計画マスタープランにおいて商業、文化、教育、スポーツ、医療、福祉等の都市機能の集積や、良好な住環境の形成を図ることとしている。 現在、貴生川駅周辺に商業施設が不足しており、商業施設の立地を進めるため、市街化区域に編入するものです。

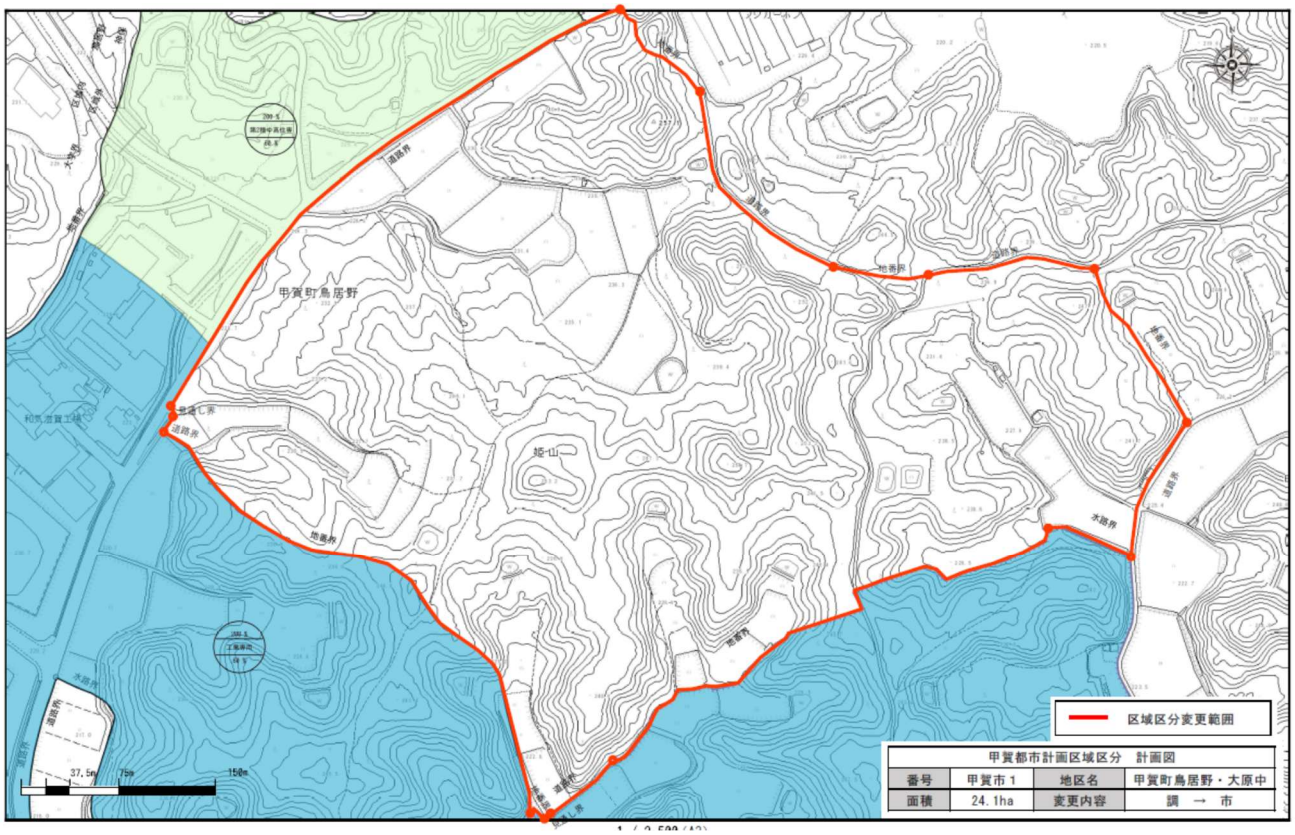
3.　総括図


甲賀市１　甲賀町鳥居野・大原中地区
区域区分変更範囲

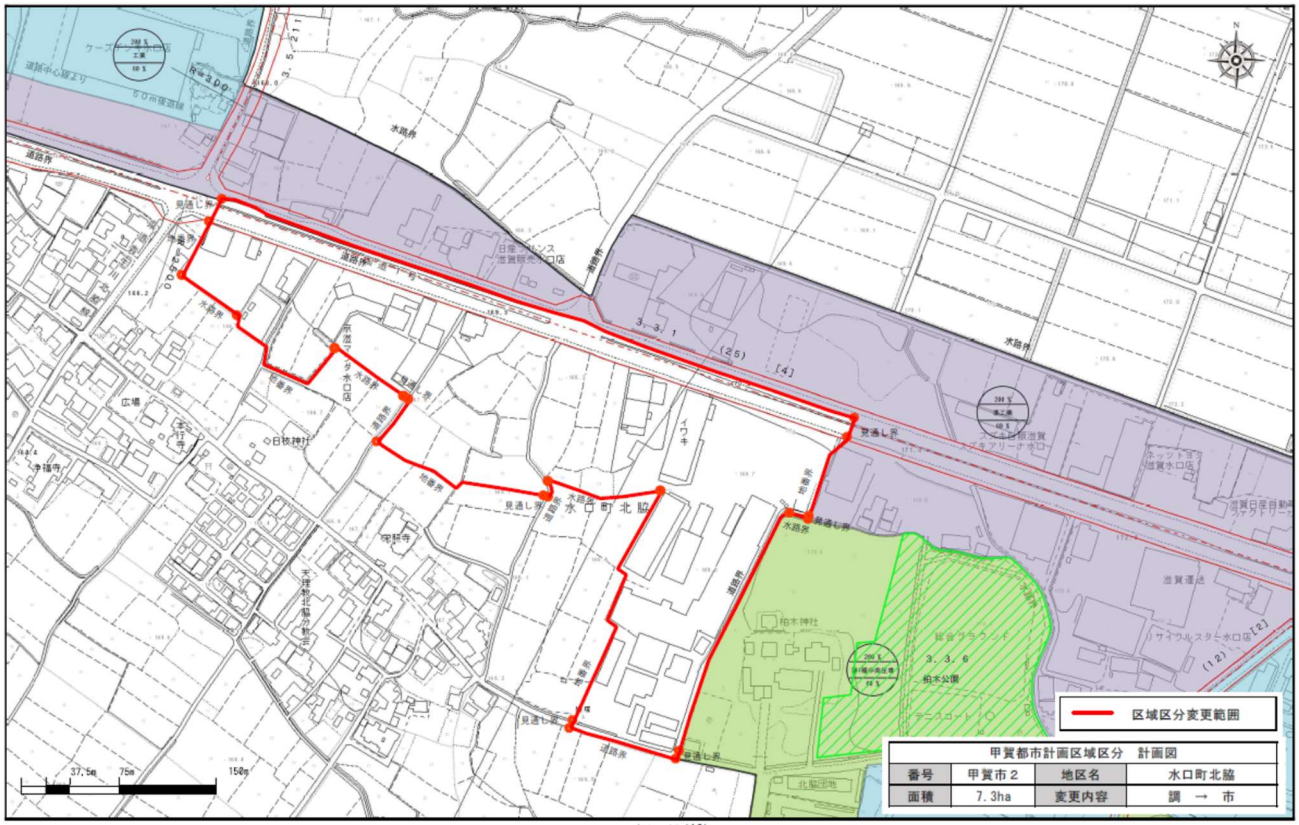

甲賀市２　水口町北脇地区
甲賀市３　水口町牛飼地区
区域区分変更範囲

4.　計画図

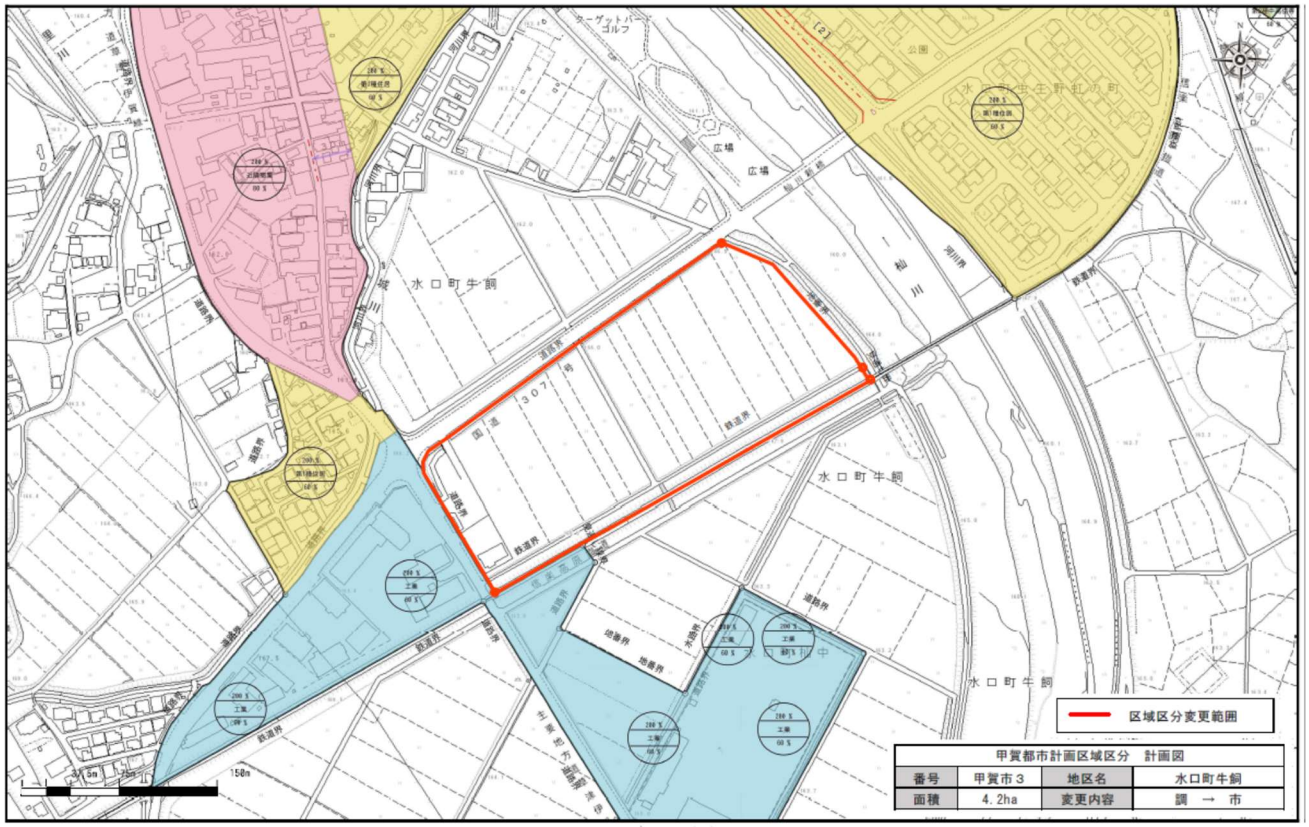
１．甲賀町鳥居野・大原中地区



２．水口町北脇地区

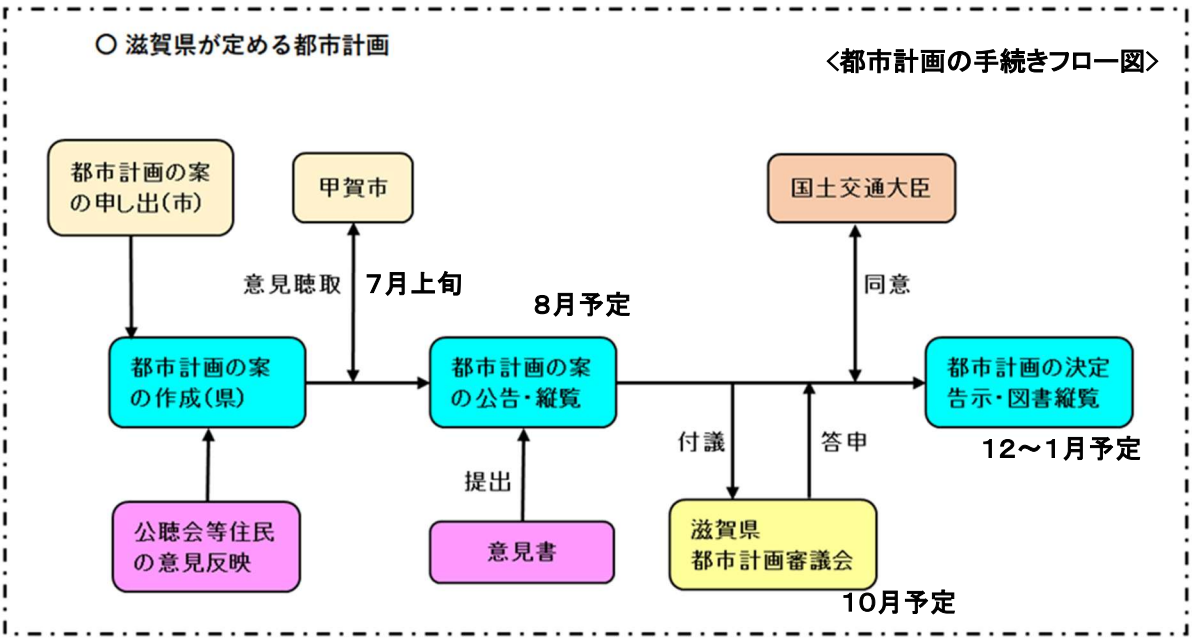


３．水口町牛飼地区



5.　都市計画の手続き

区域区分（線引き）の見直しについては、県が定めます。



令和８年　２月　３日～１３日　　公聴会における縦覧公告
２月２０日　　公聴会中止（公述申出なしのため）
８月予定　　都市計画の案縦覧公告
１０月予定　　滋賀県都市計画審議会
１２月～令和９年１月予定　都市計画の決定告示